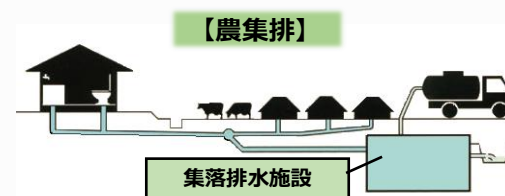
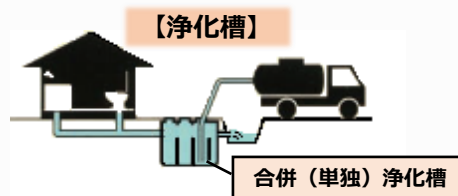
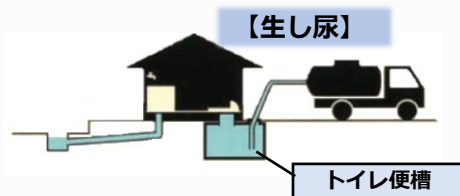


一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の見直しについて

1 し尿処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）改定案

区 分		手 数 料	
		現行額	改定額
従量制	1単位36Lまでごとに	417	465
定額制	基本料（1世帯1月につき）	68	75
	人数割料（1人1月につき）	446	497
	月2回以上のくみ取りの場合の加算料	490	546
	便槽2箇所以上の場合の加算料（1箇所につき）	342	381
特別加算料	40m以上60m未満	342	381
	60m以上	472	526
	仮設トイレ1箇所1回につき	—	3,200

◆定額制、特別加算料（仮設トイレを除く）の改定額は、各区分の現行額に改定率11.51%を加算。



①改定率の算定

(税抜き)

1台1か月あたり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) A×B×12= C	年間収集量 (単位) D	収集経費(円) C/D	前回収集 経費(円)
1,200,144	19.31	278,097,368	657,750	422.80	379.37

収集経費 422.80円×1.1(消費税10%) = 465円(現行417円) + 48円

改定率11.51%

②手数料改定の推移

	前回 R2~R4	現行 R5~R7	改定後 R8~R10
金 額	412円	417円	465円
改定率	8.99%	1.21%	11.51%

【改定に伴う手数料の試算】

1世帯平均収集量13単位の場合

現行 : 5,421円

改定後 : 6,045円

月額624円の増額

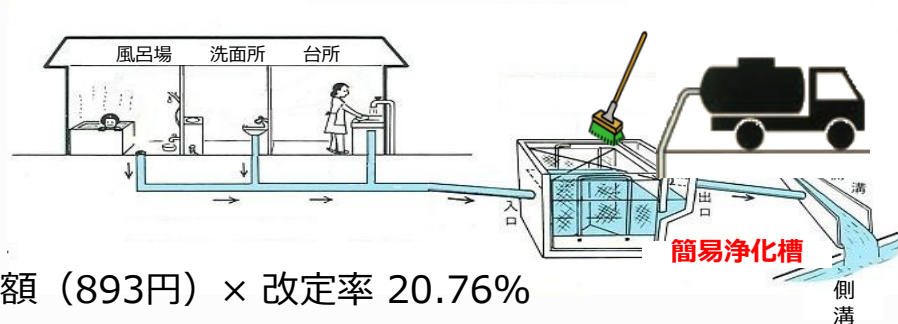
【参考】

処理形態別世帯数	
区 分	(令和6年度末現在)
し 尿	4,865
浄 化 槽	5,077
農業集落排水	2,366
合 計	12,308

2 生活雑排水処理手数料改定案

(円)

区 分 (簡易浄化槽容量)	費用総額 A	市補助金 B	手数料	
			現行額	改定額 (A - B)
100 L 未満	2,156	1,078	893	1,078
100 L 以上150 L 未満	2,804	1,402	1,161	1,402
150 L 以上200 L 未満	3,450	1,725	1,429	1,725
200 L 以上50 L ごとの加算額	646	323	268	323



◆改定額算定方法 (100L未満の場合)

- ・ **手数料A-B (1,078円)** = 現行額 (893円) × 改定率 20.76%
- ※各区分同様

- ◆定期清掃 (汚泥の収集運搬) 促進により水質保全を図るため、市は費用の5割を補助し手数料を軽減している。

①改定率の算定

(税抜き)

1台1か月あたり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) $A \times B \times 12 =$ C	清掃数 (基) D	収集経費(円) C/D	前回収集 経費(円)
1,020,132	1.31	16,036,475	3,772	4,251.45	3,872

収集経費(1基あたり) $4,251.45\text{円} \times 1.1$ (消費税10%) = $4,676\text{円}$ (現行3,872円)
+804円 **改定率20.76%**

②手数料改定の推移 (150L以上200L未満)

	前回 R2~R4	現行 R5~R7	改定後 R8~R10
手数料	1,301円	1,429円	1,725円
改定率	9.95%	9.81%	20.76%

【改定に伴う手数料の試算】

一般的な簡易浄化槽容量

150L以上200L未満の世帯で年4回清掃時の場合

現行 : 5,716円

改定後 : 6,900円

月額約99円の増額

3 仮設トイレ特別加算料（臨時収集）算定案

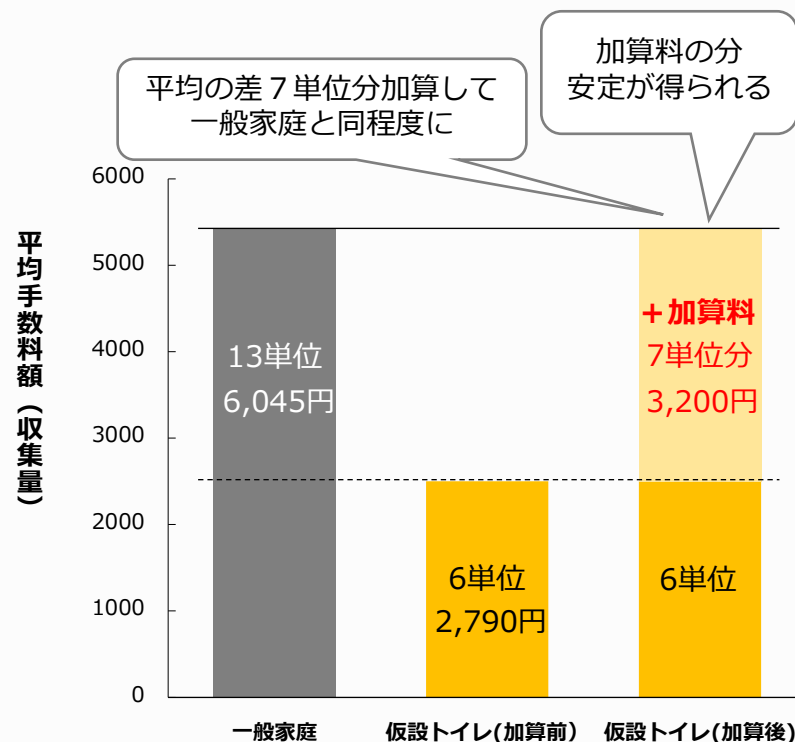
① 課題

- ・年間約5,500件の収集依頼に随時対応。予め収集予定が組めず非効率。
- ・収集量が少なく手数料が少額。
- ・通常収集時と同程度の人員数、時間的経費がかかり負担が大きい。

見合う手数料（加算料）
の設定が必要

② 特別加算料の考え方

- 通常収集と仮設トイレの平均収集量の差「7単位分」を特別加算料として設定する。
- 通常収集世帯の収集量と同等に見込む。
- 加算対象は工事現場やイベント会場等の一時的に設置する仮設トイレ。
- 1箇所1回につき、従量制の手数料に加算。
- 車両を移動せず収集できるものを「1箇所」とみなす。



③特別加算料の算定

7単位×465円/単位≒3,200円（※100円未満切捨て）

（特別加算料7単位＝通常平均収集量13単位－仮設トイレ平均収集量6単位）

④仮設トイレ特別加算料

（円）

区 分		手 数 料	
		現行額	改定額
従量制	1単位36Lまでごとに	417	465
特別加算料	40m以上60m未満	342	381
	60m以上	472	526
	仮設トイレ 1箇所 1回につき	－	3,200

※仮設トイレについては、工事・催物等のために一時的に設置されたトイレをいい、し尿収集車両を移動することなく、同一の者の設置する仮設トイレから、し尿をくみ取る場合を1箇所とする。

10月8日

- 第3回審議会（答申案）

10月28日

- 市長へ答申

12月

- 議会定例会（条例改正案提出）

令和8年4月1日

- 条例施行（新手数料）